

令和5年度 愛知県産業資源循環協会 暴力対策協議会総会開催



一般社団法人愛知県産業資源循環協会 第12回通常総会、会長表彰終了後、同会場(名古屋国際会議場)において、令和5年度 愛知県産業資源循環協会暴力対策協議会(会長 永井良一氏)総会が488社(委任状361社を含む。)が出席して開催されました。

※総会の様子はYouTubeでライブ配信されました。

「令和5年度 愛知県産業資源循環協会暴力対策協議会 総会」が開催され、常務理事 相木 徹氏が司会・進行を執り行い、総会の出席者数、委任状の提出社数の報告、及び開会の辞を述べました。

挨拶で会長 永井良一氏は、「愛知県産業資源循環協会暴力対策協議会の会長を務めさせていただいております、一般社団法人愛知県産業資源循環協会会長の永井良一でございます。総会の開催に当たりまして、ひとことご挨拶を申し上げます。

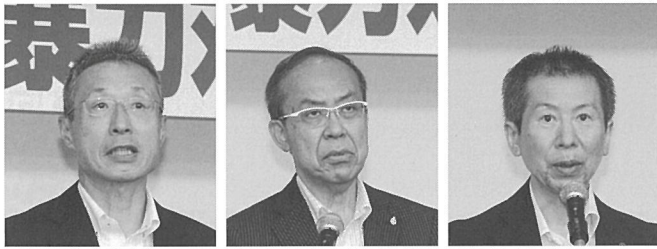
本日は、ご来賓として、大変お忙しい中、愛知県警察本部刑事部組織犯罪対策局長の河合博明様、公益財団法人愛知県暴力追放運動推進センター専務理事の館 喜代孝様、愛知県環境局資源循環推進課廃棄物監視指導室長の光岡昌道様を始め、当協議会の顧問の皆様方にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、後程、ご挨拶等をい

ただきますのでよろしくお願いいたします。

さて、企業活動からの反社会的勢力の排除につきましては、平成19年6月に政府の犯罪対策閣僚会議の幹事会の申し合わせとして、反社会的勢力による被害を防止するための5つの基本原則を掲げた「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」が策定され、また、平成22年12月には、第16回犯罪対策閣僚会議におきまして、企業活動からの暴力団排除のため、政府として「関係業界に対する指針の更なる普及啓発」等の取組を行うこととされています。

一方、愛知県においては、平成23年4月1日に愛知県暴力団排除条例が施行され、その後、令和4年6月までに数度にわたり、同条例の一部を改正・施行し、規制強化等をしております。

愛知県の条例は、愛知県から暴力団を排除するため、



愛知県警察本部 河合組織犯罪対策局長
愛知県暴力追放運動推進センター 館専務理事
愛知県環境局 光岡室長

- 県、事業者、県民が果たすべき責務
- 暴力団の排除に関する基本的施策
- 暴力団の排除に関する禁止行為
- 暴力団排除特別区域における禁止行為

等について定めており、地域、職域において、住民や企業等が連携し、暴力団の不当、不法な要求を断固拒否するとともに、社会、経済などの各般の場から暴力団を排除し、彼らが社会に存在しえない状況を作り出すためのものです。

私ども産業廃棄物を取扱う業界でも、産業廃棄物処理委託契約書に、暴力団等を排除するための条項を盛り込むなど、反社会的勢力の封じ込めに積極的に努力するとともに、愛知県警察本部はもとより、公益財団法人愛知県暴力追放運動推進センターなどの関係団体の方々と連携を図りながら、会員の皆様のご協力を得て、事業を推進しております。

また、我々会員が、暴力団員からの不当な要求の被害に遭わないためには、暴力団の情勢や対処方法等を踏まえた上で組織的に対応することが重要であり、そのために各会員において、「不当要求防止責任者」を選任しておられると思いますが、総会議案書16ページの資料-2にありますように、昨年度は、「不当要求防止責任者」の3年ごとの定期講習を受ける年であり、9月22日に開催した講習会で88名の方に受講をして頂きました。受講に漏れた方は、早急に不当要求防止責任者を選任していただき、所轄の警察署刑事課暴力担当係に不当要求防止責任者選任届をご持参して頂き、愛知県公安委員会からの開催通知に記載されている講習を受講していただくようお願いいたします。

最後になりますが、本日は、令和4年度事業報告及び令和5年度事業計画（案）の承認などについて、ご審議いただきますとともに、「暴力団を利用し

ない」、「暴力団を恐れない」、「暴力団に金を出さない」の暴力団追放三ない運動プラス1（ワン）「暴力団と交際しない」を参加者全員で唱和していただき、認識を共有していただく総会であります。

それでは、よろしくご審議・ご協力をお願いいたしまして、簡単ですが、総会の開会に当たりましての私のご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくをお願いいたします。」と述べました。

次に来賓の方の紹介がありました。

愛知県警察本部刑事部組織犯罪対策局長 河合博明氏、(公財)愛知県暴力追放運動推進センター専務理事 館喜代孝氏、愛知県環境局資源循環推進課廃棄物監視指導室長 光岡昌道氏、名古屋市環境局事業部廃棄物指導課長 河野友成氏、豊橋市環境部廃棄物対策課長 伊藤訓子氏、岡崎市環境部廃棄物対策課長 太田光之氏、一宮市環境部次長 星野泰久氏、豊田市環境部廃棄物対策課長 青木誠氏

また、河合局長、館専務理事、光岡室長より来賓のご挨拶を賜りました。

議案審議は、議長に副会長 新美三良氏が選任され、議事録署名人として議長の副会長、永井会長、理事 富田昭夫氏、理事 松井忠博氏が選任され議案の審議が行われました。

- 第一号議案 令和4年度事業報告承認について
- 第二号議案 令和5年度事業計画（案）承認について
- 第三号議案 役員人事（役員辞任・選任）について

議案審議は第一号議案、第二号議案は関連があるため一括して審議され、専務理事 堀部隆司氏の説明後、会場の拍手にて原案通り承認されました。

第三号議案については堀部専務理事から説明があり、協議会の役員は協議会会則第7条の規定に基づき『(一社)愛知県産業資源循環協会の役員の選任に準ずる』とあるため、理事 山田修三氏が辞任され、理事 丸本悦造氏が選任されたことについての説明があり審議が行われ、会場の拍手にて原案通り承認されました。

決議文の唱和は伊藤泰雄常務理事の音頭の下、「暴力団追放三ない運動プラス1」の一斉唱和を行い、閉会の辞が述べられ終了しました。



役員の皆様



来賓の皆様



伊藤常務理事による決議文唱和